

2020年1月

組合員 各位

和歌山県学校生活協同組合

【重要】共同購入事業約款の施行ならびに 組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則の施行のご案内

日頃より和歌山県学校生協の取り組みにご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

民法改正（2017年5月成立、2020年4月施行）により、「ハーベスト」・「夏（秋）の利用運動」等の共同購入事業において、組合員と学校生協との利用のルール（約束事）を取りまとめた『約款』を整備することが必要となりました。

和歌山県学校生協では、日本生活協同組合連合会本部法務部及び日本生活協同組合連合会顧問弁護士からの指導・助言のもと「和歌山県学校生活協同組合共同購入事業約款」を作成し、2019年12月7日開催の2019年度第2回理事会で承認決定されましたのでお知らせいたします。

あわせて、「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」についても同理事会にて承認決定されましたのでお知らせいたします。

「和歌山県学校生活協同組合共同購入事業約款」ならびに「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」の内容につきましては、和歌山県学校生協のホームページ内に掲載いたしておりますのでそちらをご覧ください。

なお、施行日（効力の発生日）は「和歌山県学校生活協同組合共同購入事業約款」・「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」とともに2020年3月25日といたします。